

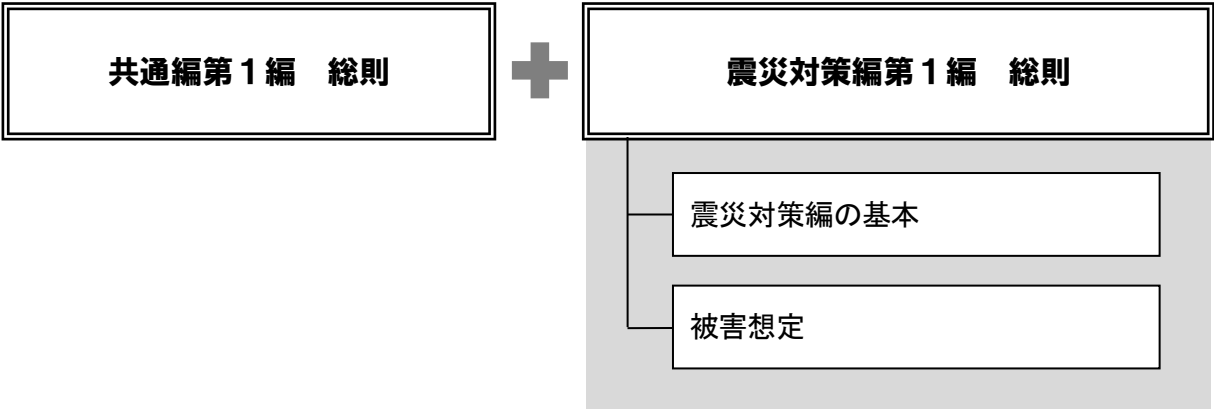
震 災 対 策 編

第1編 総 則

第1章 震災対策編の基本

市防災計画「震災対策編」は、地震・津波災害への対策に特化した計画書であり、地震及び津波発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として踏まえるべき総則事項は、市防災計画「共通編 第1編 総則」によることを基本とし、そのほかに、地震・津波災害に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



第2章 被害想定

第1節 想定地震及び津波

第1項 想定される地震

山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70%～80%の確率でM8～M9クラスの地震が発生するとされている「南海トラフ巨大地震」、同じく40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」等について被害想定を行っている。

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行っている。

山口県の被害想定結果からは、本市への影響が大きい地震としては、以下の地震が考えられる。なお、本市において最も震度が高いと予測されるのは、周防灘断層帯主部の地震及び佐波川断層地震であり、震度6強が予測されていることから、市防災計画における想定震度は、最高6強とする。

- ◆ 南海トラフ巨大地震
- ◆ 佐波川断層地震
- ◆ 周防灘断層帯主部の地震
- ◆ 安芸灘～伊予灘の地震

資料編 [被害想定]

- 5-1-1 山口県の活断層図
- 5-1-2 発災季節と発災時刻の想定

第2項 想定される津波

瀬戸内海沿岸の津波としては、南海トラフ巨大地震及び周防灘断層帯主部の地震の影響が考えられる。平成25年12月に山口県地震・津波防災対策検討委員会が公表した津波浸水想定によると、防府市の沿岸（富海漁港）では南海トラフ巨大地震では最大3.1メートル、周防灘断層帯主部の地震では最大2.9メートルの津波が襲来するものと予想されている。

なお、安芸灘周辺の地震については、深さが40kmより深く海底まで断層の破壊面が届かないため、大きな津波の発生は考えにくい。歴史的に見ても、安芸灘地震で大きな津波が発生した記録は見られない。

資料編 [被害想定]

- 5-1-3 南海トラフ巨大地震による津波の浸水想定
- 5-1-4 南海トラフ巨大地震による津波の浸水面積

第3項 想定される液状化

日本の地盤液状化履歴図によると、山口県下では過去、周防・長門地震（1685 年）及び見島地震（1893 年：M6.2）の際、長門市深川湾沿いの地点で液状化が発生しているという報告が残っている。

また、過去の液状化被害の調査から、液状化の発生した地盤は、地下水位が浅く、ゆるい土粒子構造の河成冲積地盤をはじめとして、旧河川道地盤、埋立地盤であることが明らかにされており、本市の海岸部が埋め立て地であることからしても、本市で液状化被害が発生する可能性は非常に高いと予想される。

第2節 各地震における被害想定結果

各想定地震による被害の概要は以下のとおりである。

第1項 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つ地震規模M9.0のプレート間地震である。山口県域は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化及び津波による影響を受ける。この地震による本市の最大震度は5強で、津波の発生が想定されている。

■人的被害、建物被害、生活支障

市町	地震動	津波		被害想定				
	震度	代表地点での※1		人的被害		建物被害		生活支障
		最高津波水位 (TP. m)	最高津波水位 到達時間(分)	死者 (人)	負傷者 (人)	全壊棟 数 (軒)	半壊棟 数 (軒)	避難者 (人)
防府市	5 強	3. 1	133	1	6	219	1, 525	9, 579
山口市	5 強	3. 2	308	21	7	641	1, 565	9, 059
周南市	5 強	3. 5	139	49	4	128	2, 286	18, 120

※1市町ごとに設定している主な港湾・漁港等（代表地点）での最高津波水位、表地点が複数ある場合は高い値を採用。

■要転院患者数と医療需要過不足数（単位：人）

名称 (二次医療 圏)	冬の深夜		夏の昼 12 時		冬の夕方 18 時	
	転院	過不足	転院	過不足	転院	過不足
山口・防府市	9	—	9	—	9	—
周南市	7	—	7	—	7	—

■避難者の時間推移（単位：人）

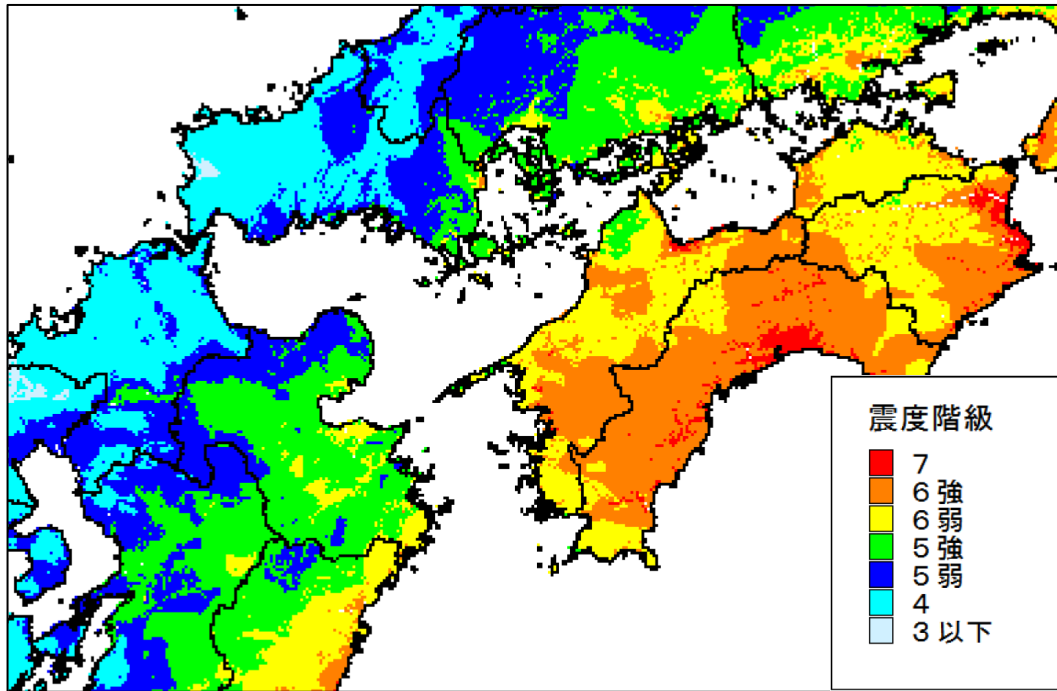
市 町	夜間人口	直後			1 週間後			1 か月後		
		合計	避難者		合計	避難者		合計	避難者	
			避難所 生活者	避難所外 生活者		避難所 生活者	避難所外 生活者		避難所 生活者	避難所外 生活者
防府市	116, 919	9, 579	6, 381	3, 198	693	589	104	686	206	480
山口市	199, 177	9, 059	6, 022	3, 037	904	693	211	869	261	609
周南市	151, 677	18, 120	12, 077	6, 043	867	758	110	845	253	591

■ライフライン・交通施設・帰宅困難者（冬の夕方 18 時、風速 15m/s）

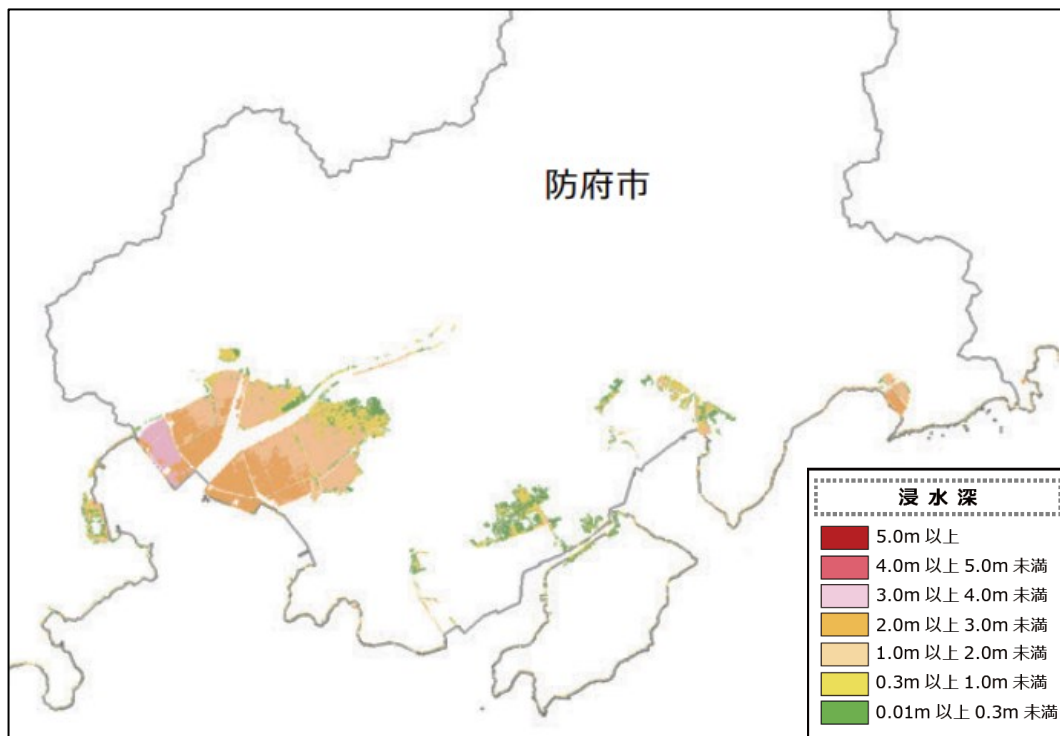
市町	ライフライン					交通			帰宅困難者 (人)
	上水道	下水道	電力	通信	ガス	緊急	道路	港湾	
	(人)	(人)	(軒)	(回線)	(戸数)	(箇所)	(箇所)	(岸壁)	
防府市	125	634	655	479	0	1	31	1	4, 308
山口市	2, 871	394	464	330	0	8	64	0	10, 943
周南市	464	1, 138	748	474	0	4	41	1	8, 020

南海トラフ巨大地震による被害想定結果（抜粋）（山口県 平成 26 年 3 月）

南海トラフ巨大地震の震度分布図（陸側ケース、内閣府被害想定から抜粋）



南海トラフ巨大地震の津波浸水予測図（瀬戸内海沿岸、山口県 平成 26 年 3 月）

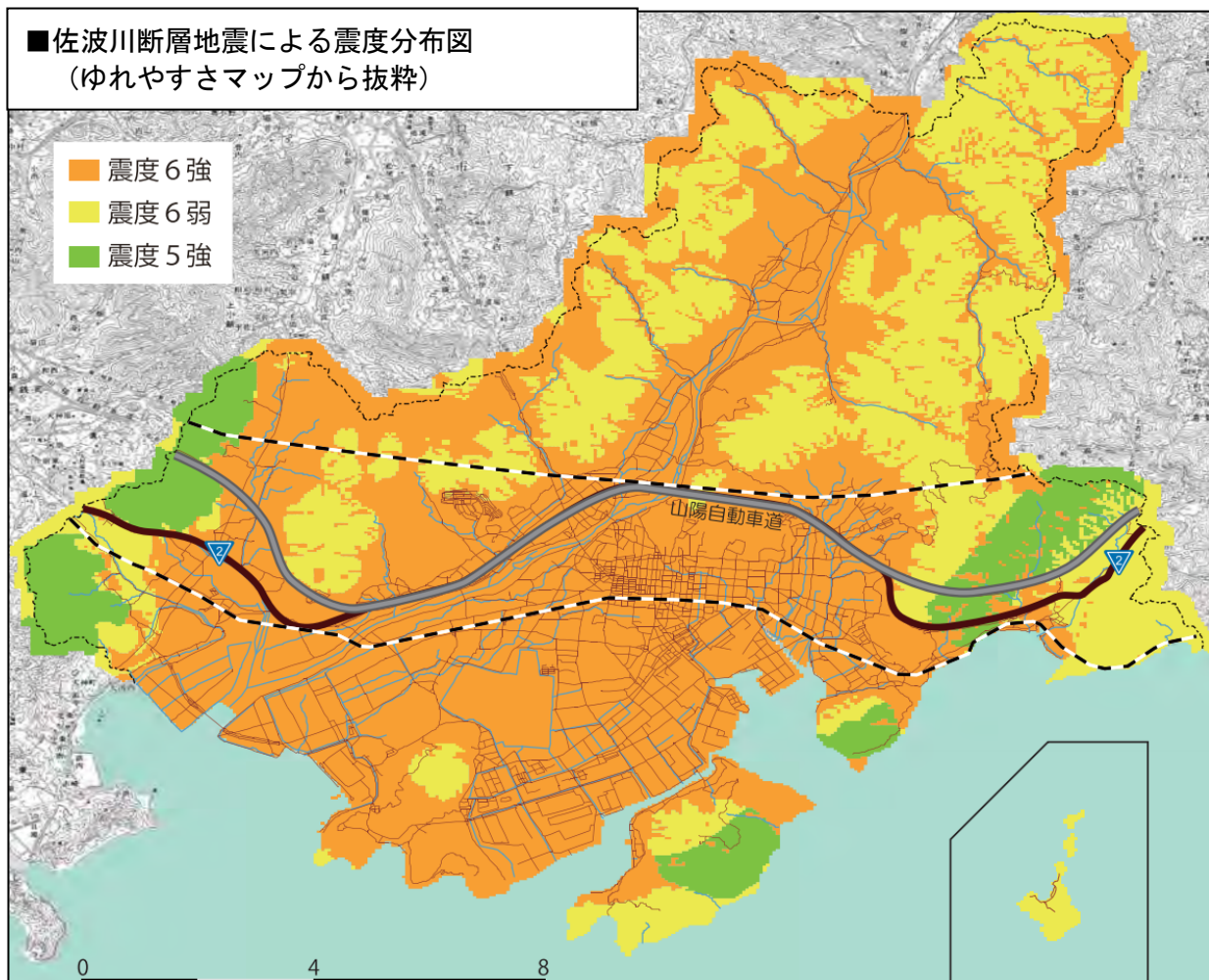


第2項 佐波川断層地震

佐波川断層地震は、山口県中央部に震源を持つ地震規模 M7.4 の内陸（地殻内）地震である。この地震による県内の最大震度は、防府市、山口市及び周南市で震度 6 強が想定される。

■佐波川断層地震による防府市の被害想定結果（抜粋）（山口県 平成 20 年 3 月）

ケース	死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	自力脱出困難 者(人)	災害時要援護 者(人)
冬の早朝 5 時 風速 3m/s	339	2, 829	325	1, 192	104
冬の昼 12 時 風速 3m/s	271	2, 355	5	274	978
冬の夕方 18 時 風速 3m/s	281	2, 405	10	283	998
冬の早朝 5 時 風速 15m/s	341	2, 848	330	1, 192	104
冬の夕方 18 時 風速 15m/s	284	2, 449	10	296	998

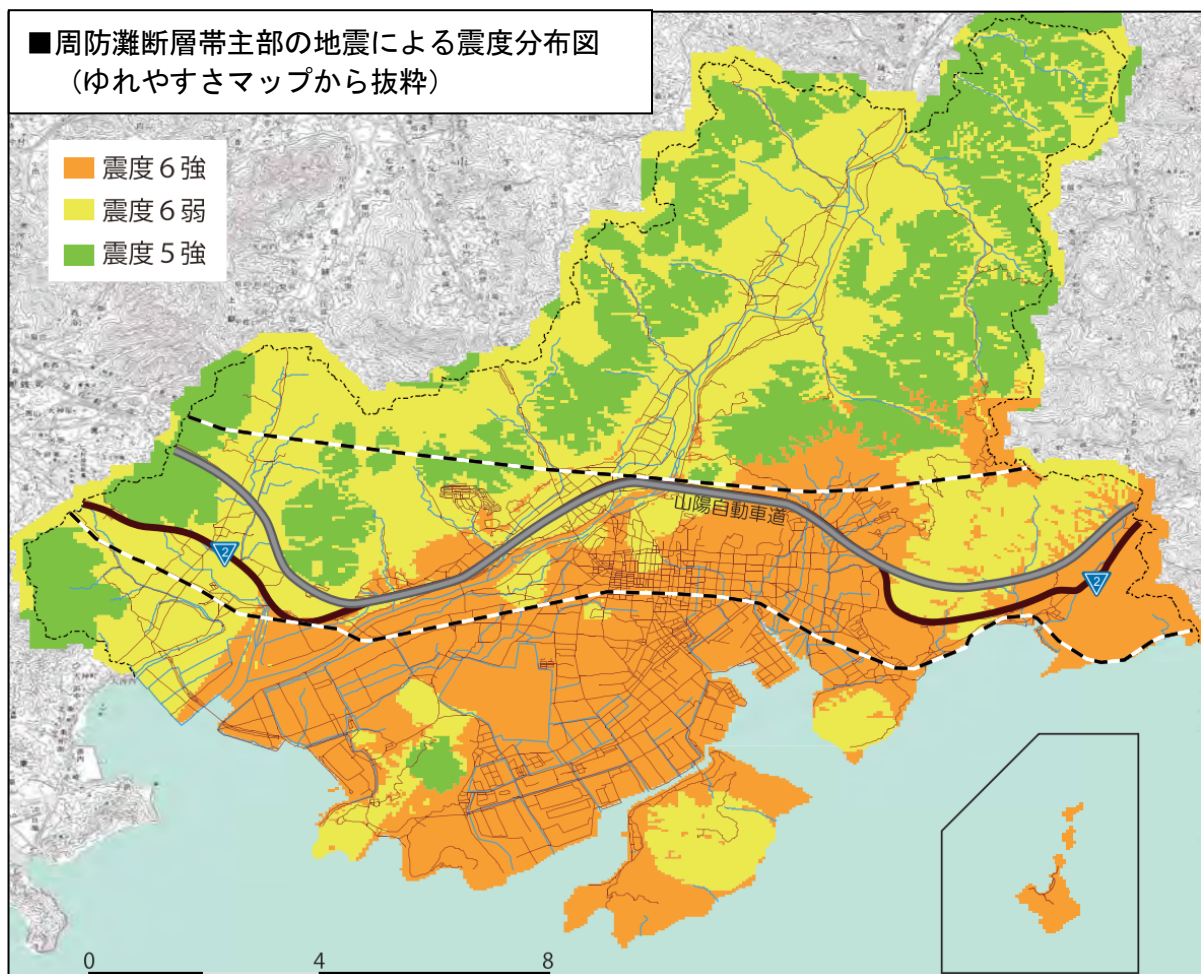


第3項 周防灘断層帯主部の地震

周防灘断層帯主部の地震は、防府市沖の瀬戸内海に震源を持つ地震規模 M7.6 の内陸（地殻内）地震である。この地震による本市の最大震度は6強で、津波の発生も想定されている。

■周防灘断層帯主部の地震による防府市の被害想定結果(抜粋)(山口県 平成20年3月)

ケース	死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	自力脱出困難 者(人)	災害時要援護 者(人)
冬の早朝5時 風速 3m/s	254	2,272	242	888	77
冬の昼12時 風速 3m/s	202	1,891	4	206	729
冬の夕方18時 風速 3m/s	210	1,934	9	213	743
冬の早朝5時 風速 15m/s	255	2,282	245	888	77
冬の夕方18時 風速 15m/s	212	1,958	9	220	743



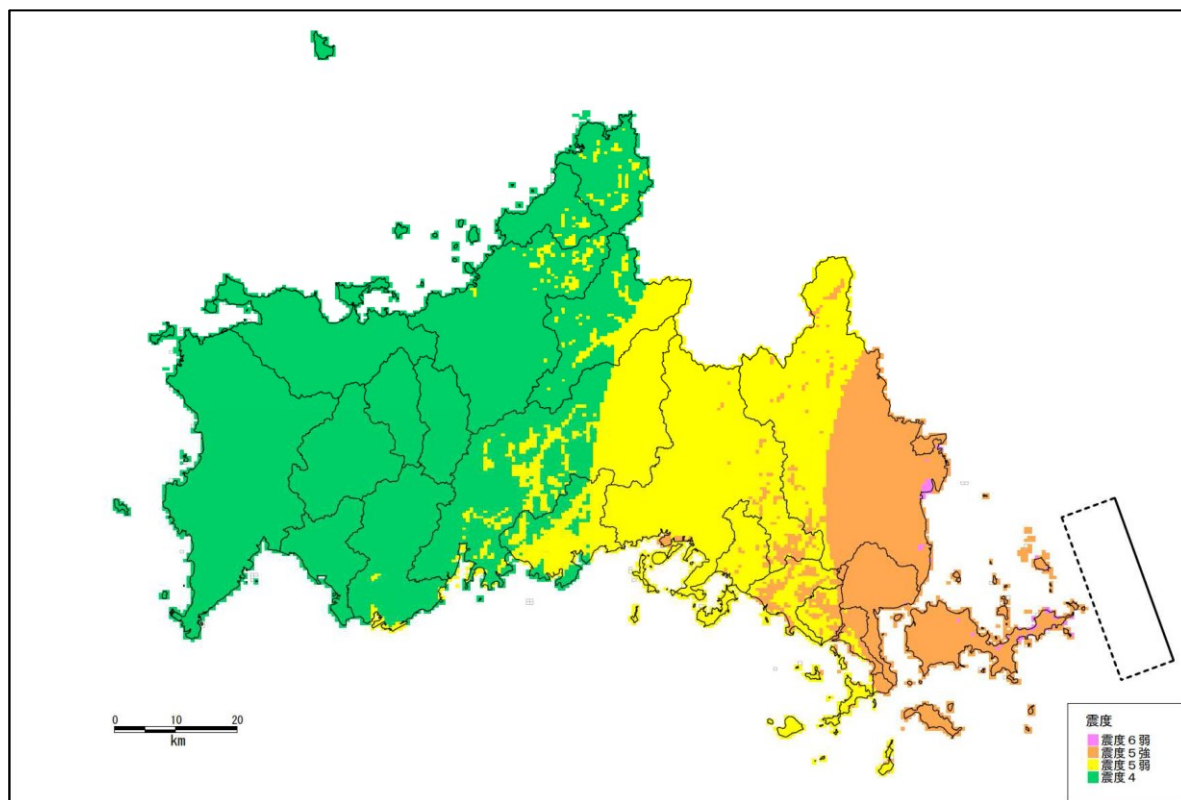
第4項 安芸灘～伊予灘の地震

安芸灘～伊予灘の地震は、周防大島西方の瀬戸内海に震源を持つ地震規模M7.25 のスラブ内（プレート内）地震である。この地震による本市の最大震度は5弱が想定される。

■安芸灘～伊予灘の地震による防府市の被害想定結果（抜粋）（山口県 平成20年3月）

ケース	死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	自力脱出困難 者(人)	災害時要援護 者(人)
冬の早朝5時 風速 3m/s	1	16	4	0	0
冬の昼12時 風速 3m/s	1	15	3	0	—
冬の夕方18時 風速 3m/s	1	14	3	0	—
冬の早朝5時 風速 15m/s	1	16	4	0	0
冬の夕方18時 風速 15m/s	1	14	3	0	—

■安芸灘～伊予灘の地震による震度分布図（山口県 平成23年11月）



(参考) 佐波川断層地震と周防灘断層帯主部の地震による被害想定比較

想定項目	被害量	想定地震	佐波川断層	周防灘断層帯主部
		地震規模	M7.4	M7.6
		地震タイプ	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)
地震動・液状化	最大震度		6強	6強
	震度6弱以上のエリア位置		防府市, 山口市, 周南市など9市町	防府市, 山口市, 周南市など9市町
	震度6弱以上のエリア面積		県全面積の24.9%	県全面積の13.6%
	震度5弱及び強のエリア面積		県全面積の74.3%	県全面積の86.2%
	液状化危険度がかかなり高い面積		県全面積の1.1%	県全面積の1.1%
建物被害	全壊の主な原因(割合)		揺れ(72%)	揺れ(65%)
	全壊棟数		11,415棟	9,225棟
	半壊棟数		42,700棟	41,098棟
	焼失棟数 *		2,582棟	2,199棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の早朝5時	冬の早朝5時
	上記ケースの死者の主な原因(割合)		建物倒壊(85%)	建物倒壊(80%)
	上記ケースの死者数		630人	471人
ライフライン・生活支障被害	上水道(1日後の断水人口)		340,423人	421,542人
	下水道(機能支援人口)		211,328人	215,168人
	電力(停電件数)(1日後) *		58,324軒	71,327軒
	通信(固定電話不通回線数) *		1,794回線	1,727回線
	ガス(供給停止世帯数)		44,776世帯	—
	1日後の避難所生活者(万人)		3.4万人	3.2万人
	1日後の食料需要		9.5万食	8.8万食
	帰宅困難者数		8,101人	8,101人

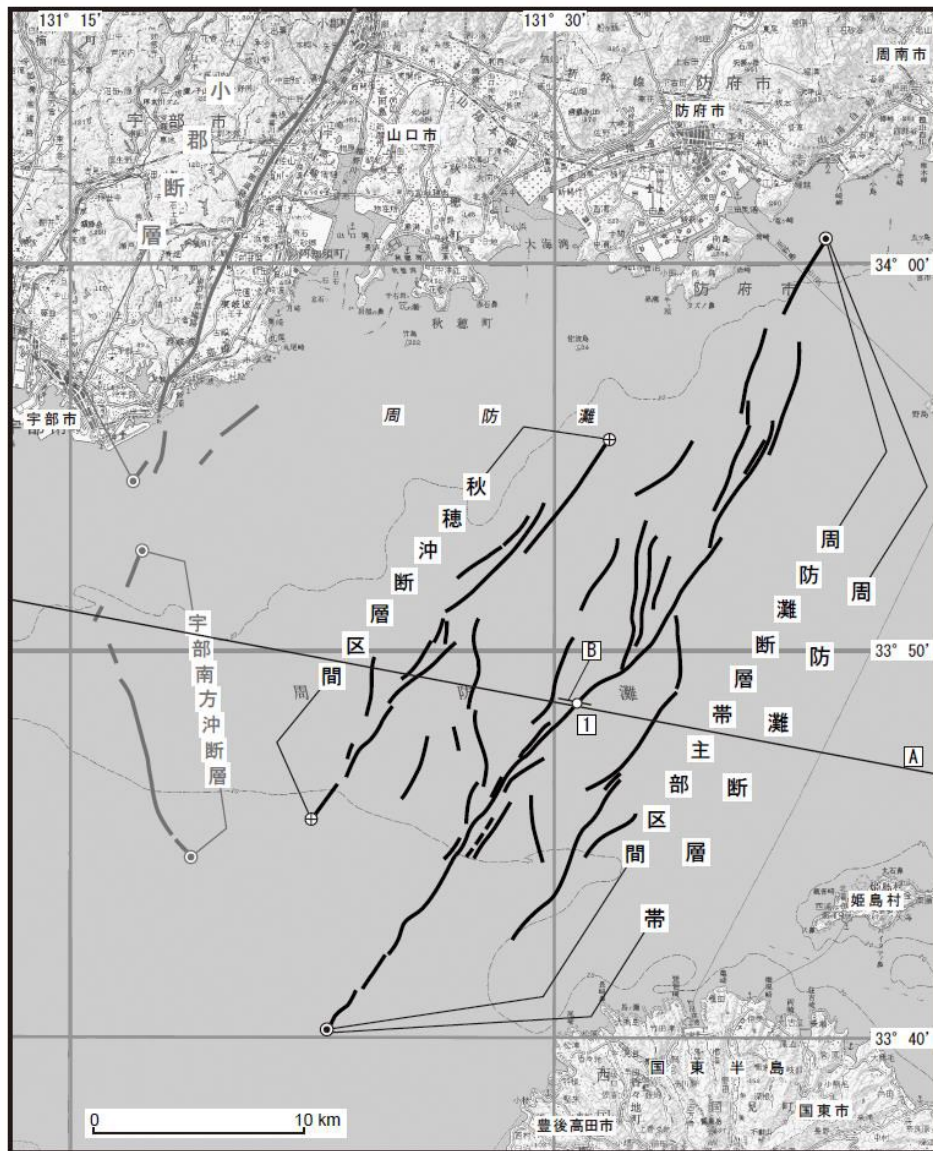
* 冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量佐波川断層と防府沖海底断層(周防灘断層帯主部)の被害想定結果の概要(抜粋)(山口県 平成20年3月)

* 県被害想定結果にある「防府沖海底断層」は、「周防灘断層群主部」に名称変更されたが、中国地域の活断層の長期評価(地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成28年7月1日公表)により、「周防灘断層帯主部」に再度名称変更されている。

■佐波川断層及び周防灘断層帯主部(防府沖海底断層)の位置図(ゆれやすさマップから抜粋)

* 平成20年3月の県被害想定をもとにゆれやすさマップを作成しているため、防府沖海底断層と記載している。





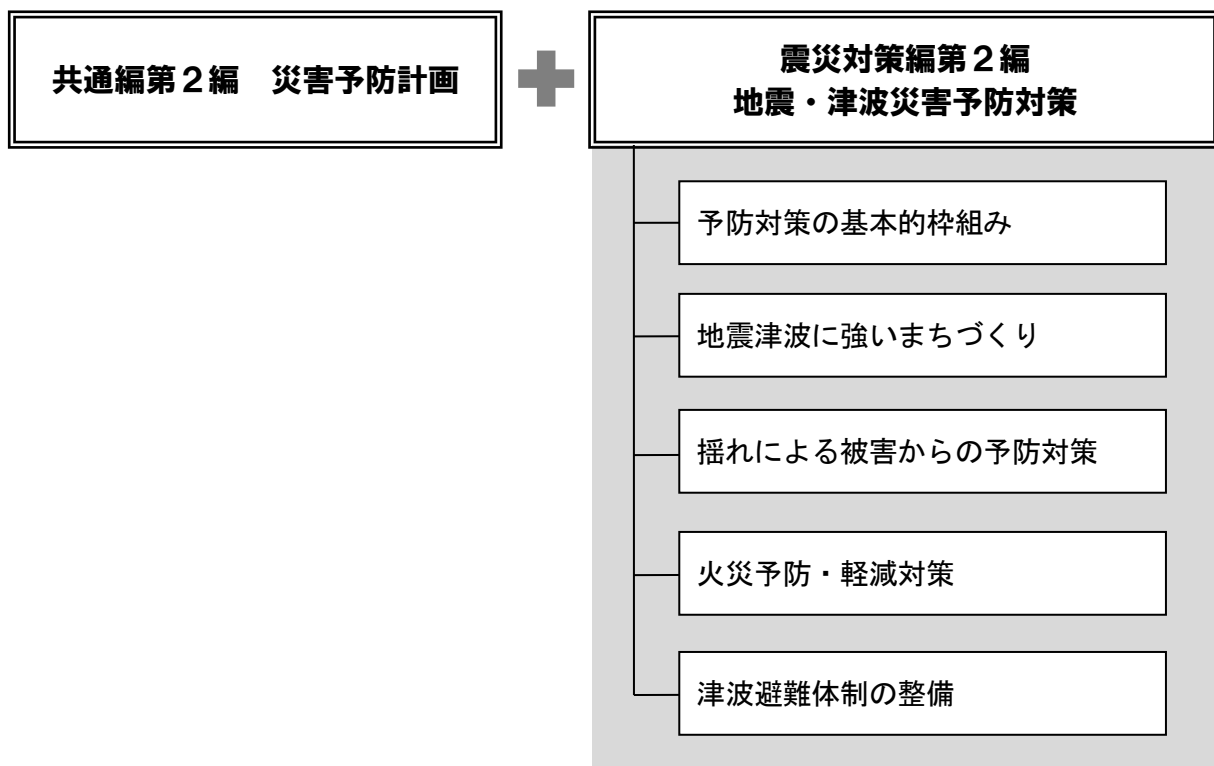
中国地域の活断層の長期評価（地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成28年7月1日公表）から引用

第2編 地震・津波災害予防対策

第1章 予防対策の基本的枠組み

市防災計画「震災対策編」は、地震・津波災害への対策に特化した計画書であり、地震及び津波発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき予防対策は、市防災計画「共通編 第2編 災害予防対策計画」によることを基本とし、そのほかに、地震・津波災害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な予防対策の実施を目指すものである。



第2章 地震・津波に強いまちづくり

第1節 市街地防災対策の推進

主な担当関係部署：都市計画課、消防本部

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の規定により県が定めた第5次地震防災緊急事業5箇年計画を踏まえ、地震防災上緊急に整備すべき事業を推進している。今後も、県と連携・協力して事業の選定を行い、重点的に取り組んでいくなど、計画的な事業の推進を図る。

また、市は、避難場所、避難路、延焼遮断帯や防災活動拠点ともなる道路、公園など骨格的な都市基盤施設や防災安全街区の整備等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

現状と課題

■市街地の整備

市は、防府駅南北土地区画整理事業を実施したことにより、大規模火災による延焼の防止等の対策に効果をもたらしている。また、住宅等密集地と合わせ市街地における災害の危険を防除するため、防火・準防火地域を決定している。

■公園の整備

公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難場所として重要な役割を担っている。市内には、都市公園・児童遊園・農村公園・漁港公園・森林公園等の施設があるが、今後は防災機能を有した防災公園として、計画的に整備を進める必要がある。

現在、市内各地に配置されているこれらの公園は、発災時における各地域の指定緊急避難場所として有効に利用する必要があるが、災害の種類によっては指定緊急避難場所として不適当となる公園もある。このことから、防災機能を有する公園整備は各公園の位置特性等を把握し、周辺避難場所等との位置関係を考慮して慎重に選定する必要がある。

基本方針

- 防災の観点から市街地の面的整備を検討する。
- 市街地の空地を防災空間として有効利用する。
- 水道の断水に備え、耐震性貯水槽の整備を推進する。
- 防災機能をもつ公園施設の整備を計画的に推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 市街地の整備

1 防火・準防火地域の拡大対策

市街地における大規模火災を防止するため、防火・準防火地域内の建築物の耐火性を促進する。

2 市街地開発事業等の推進

市街地開発事業等の実施や地区計画の策定等により、都市環境の安全性を確保する。

3 公共空地の確保

都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

【達成目標】

○市街地の避難路や延焼防止帯等としても機能する道路の整備を推進し、公園等の計画的配置を計画する。

第2項 延焼遮断帯の整備

1 延焼遮断帯の整備

延焼遮断効果の期待できる道路、河川、不燃化建築物、緑地等により街区をブロック化し、火災の焼け止まりを図るとともに、ブロック内に一定量のオープンスペース、消防水利や避難場所等を確保するとともに、水道の断水に対応するため耐震性貯水槽を整備するなど、地震に強い都市の形成を図る。

2 延焼遮断帯の構成要素

本市において、延焼遮断帯として想定できるものは、主に次のとおりである。

- ◆ 道路（都市計画道路を軸とした広幅員道路）
- ◆ 河川、ため池等
- ◆ 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社：山陽本線）
- ◆ 公園、緑地、農用地等のオープンスペース
- ◆ 街路樹、生垣等
- ◆ 団地等の不燃化建築物

3 消防水利の整備

火災の危険性が大きい地区に延焼遮断帯の設定を行うとともに、耐震性貯水槽の整備を合わせて行うなど、全体として防災力の向上を図れる計画を検討する。

【達成目標】

○耐震性貯水槽の整備を計画する。

第3項 公園の整備

公園に防災機能を確保するため、一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園として整備するよう努める。防災機能を持った公園施設整備計画策定へ向けた取組の主なものを以下に示す。

- ◆ 立地条件及び地域特性の調査
- ◆ 周辺施設調査
- ◆ 関係法令による施設設置の可否調査
- ◆ その他条件調査

【達成目標】

○防災機能公園を選定する。

第2節 農山漁村地域の防災対策の推進

主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課、消防本部、防災危機管理課

農山漁村地域においても、避難場所等、避難路、消防用施設等の整備を推進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図る。

現状と課題

本市の約5割は森林であり、急傾斜地、地すべり地域、山地災害危険地区等が数多く存在しており、危険箇所について、住民に周知する必要がある。

また、向島や野島においては傾斜地沿いに道路及び集落があり、がけ崩れに伴う孤立化が懸念される。

市では、災害時の孤立対策として早期の避難指示等を発令するなどの対応を行うが、避難場所の選定については課題が残されている。

基本方針

○急傾斜地、地すべり等の危険地域の防災対策として防災マップ（土砂災害編）の作成・配布及び啓発をし、早期避難を促す。

○地区住民と連携し、災害ごと、地区の特性ごとに、指定緊急避難場所や避難路の設定を行う。

○孤立化対策として、有効な避難場所の整備をするとともに、備蓄場所の検討や備蓄の強化を図る。

具体的な取組と達成目標

市は、災害に強く潤いのあるまちづくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、急傾斜地、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。また、集落の孤立化対策として、早期避難を促す。

【達成目標】

○防災マップ（土砂災害編）を更新・配布し、市民に周知する。

第3節 公共土木施設の整備

主な担当関係部署：道路課、都市計画課、河川港湾課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：防府土木建築事務所、山口農林水産事務所

市は、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設や防災安全街区の整備等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

現状と課題

■道路の整備

道路に関する地震対策としては、主に橋りょうについて、調査結果に基づき年次的に改良や補修工事を行うこととしている。

■河川の整備

近年、住宅開発等により、山林原野の保水機能や水田の遊水機能が低下し、雨水を排出するための河川や水路の流下能力の不足が課題となっている。地震により地盤に深刻な影響を受けた場合はさらに機能低下を招き、さらに大雨等の気象条件が重なった場合などには、非常に危険な状態になることも予想される。

一方、河川敷広場や護岸敷道路等は、緊急時に活用できる避難場所や避難路としての活用も期待でき、大規模な延焼火災の発生に備えた消防水利の観点からも、河川・海岸の整備は重要である。

■港湾・漁港の整備

港湾・漁港は、緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難場所としての利用等防災拠点として重要な役割を担う。本市の海岸部には、重要港湾三田尻中関港があり、国及び県により整備事業等が行われている。また、本市には7漁港があり、水産基盤整備事業等を実施し、防波堤、護岸等の漁港基本施設の拡充等の整備を行っているところである。

なお、耐震化対策としては、現在、県において水門や護岸の一部を実施している。

基本方針

- 橋りょう、河川、護岸施設等の耐震対策等を推進する。
- 指定緊急避難場所としての指定状況を整理し、防災機能を有した施設として活用する。
- 県と連携し、耐震強化護岸の整備など必要な整備を進める。
- 港湾・漁港関連設備の耐震化対策として、重要施設の耐震化を推進する。
- ため池施設の耐震化対策として、ため池耐震性点検・調査を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進める上で、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

1 都市計画道路を中心とした道路整備の推進

都市形成上の骨格をなす都市計画道路を中心として、年次的な整備や道路のネットワークづくりを推進する。また、合わせて延焼遮断帯としての機能や安全な空間の創出を目的とした電線類の地中化や道路緑化の推進にも留意する。

なお、国道、県道、市道、農道、林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように点検を実施し、有事に備える。

2 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

3 橋りょうの整備

各道路管理者は、橋りょうの点検を行い、その結果に基づいて、補強工事を実施し、耐震強化を図る。

4 トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルについて点検を行い、その結果に基づいて、補修工事等を実施し、危険箇所の解消を図る。

【達成目標】

○橋りょうの耐震対策を推進する。

第2項 河川・海岸の整備

河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保に努める。また、消防水利施設としての取水・貯水施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

1 河川施設の整備

堤防、水門、排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

2 海岸保全施設の整備

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて補強工事を実施し、耐震強化を図る。

【達成目標】

○西浦干拓・大道干拓沿岸及び排水機場等を優先的に、耐震対策及び液状化対策の計画書を作成する。

第3項 港湾の整備

県は、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、耐震強化岸壁の整備を進める。

市は、耐震強化岸壁の整備など港湾の整備について、今後とも整備充実が図られるよう県と協議を行う。

第4項 砂防設備等

県は、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設について、平常時においても定期的に点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第5項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

【達成目標】

○老朽化施設の点検リストを作成し、パトロールを強化する。

第6項 ため池

農業用ため池のうち、老朽化の甚しいもの及び地震による破損等で決壊した場合、浸水区域内に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがあるものについては、現地調査を実施するなどして、施設の危険度を判定し、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。

【達成目標】

○耐震性の概略判定において耐震性点検と併せて防災マップを作成し、改修や長寿命化工事の計画検討を進める。

第4節 海岸保全施設の整備等

主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：防府土木建築事務所、山口農林水産事務所

沈下や老朽化により機能低下した海岸堤防や排水機場などの海岸保全施設の補強・改修を行い、津波による被害から背後地における住民の生命・財産を保護する。

現状と課題

津波災害に対する海岸保全施設の整備については、山口南沿岸海岸保全基本計画のもと取組を行っており、海岸保全施設の整備等を実施することとなっている。

基本方針

○津波災害予防の観点から、海岸保全施設の点検を進め、維持管理を行う。

具体的な取組と達成目標

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定する。また、施設整備については、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。各海岸管理者は、海岸堤防（防波堤）、防潮堤、防潮水門等海岸保全施設を計画的に整備する。また、地域の実情に応じて潮位、波高等の観測及び情報処理システムの整備を推進し、それらを活用した津波防災施設の高度化を図る。

性能水準	◆ 海岸保全施設の整備に当たって必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を検討する。
電動化・自動化等	◆ 水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

なお、既施設については日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに緊急時における円滑な操作体制の整備に努める。

【達成目標】

○海岸保全施設のある西浦地域では、堤防補強工・消波工を計画的に実施する。

第5節 避難場所・避難路の整備

主な担当関係部署：都市計画課、開発建築指導課、道路課、防災危機管理課、観光振興課

市は、避難場所、避難路など骨格的な防災安全街区の整備等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

現状と課題

■避難場所等の整備

市では、平成25年の災対法の改正により、新たに規定された指定緊急避難場所及び指定避難所の基準について共通編第2編第7章に定めており、それに基づいた避難場所等を平成26年6月に指定している。今後も、地震被害想定や津波避難計画等に基づいた追加指定を検討する必要がある。また、特に震災時や津波からの避難について、各地域におけるワークショップ、出前講座の実施、市広報、防災マップ（津波編）、防災ファイル等を通じて市民への周知を図って行く必要がある。

■避難路の整備

市では、平成25年12月に県が公表した津波浸水想定を基に平成27年3月に津波避難計画の策定をし、それに基づき指定緊急避難場所や避難路の検討を進めていくことにしている。

また、平成27年度には、浸水想定のある地域ごとに指定緊急避難場所までの避難経路等を地域主体で検討した。

屋外等の指定緊急避難場所から指定避難所までの避難方法についての検討の推進や、避難路の安全を確保するため、ブロック塀等の転倒防止対策を促進していく必要がある。

■避難にかかる表示板の設置

地域ごとの実情に沿う整備計画を立案し、住民への周知を図るとともに観光地や海水浴場等外来者の多い場所に指定緊急避難場所及び避難路への誘導表示板、海拔表示板等を設置し、周知を図る必要がある。

基本方針

- 指定緊急避難場所及び指定避難所については、災対法等の基準に基づき指定しているが、今後も最新の被害想定に基づき指定状況を見直し、安全確保を図る。
- 避難場所等の位置づけや指定状況について、市民への周知徹底を図る。
- 地区の特性に応じた安全な避難路の指定をする。
- 避難路の安全確保のため、ブロック塀の転倒防止対策などの啓発を実施する。
- 避難路について市民への周知徹底を図るため、防災マップ（津波編）等により啓発を行う。
- 津波被害を軽減するため避難場所及び避難路を示す表示板等の設置を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 避難場所等の整備

1 指定緊急避難場所等の指定及び確保

震災時の指定緊急避難場所として、広場、公園、学校運動場等を指定・確保する。その際、避難距離が長くないようできるだけ身近な場所に確保する。

避難場所を確保するため、公共用地等の跡地、都市近郊の緑地等の利用について検討する。

2 津波災害時の避難場所の指定及び確保

津波から住民の安全を確保するため一刻を争う避難行動を迅速に行うには、避難場所の整備が必要不可欠であり、避難場所として、地域の実情により臨海部（住居）から直近の小高い場所、丘、民間施設等の津波避難ビルへの指定を検討する。

- ◆ 避難場所の整備に当たっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってさらなる避難が可能となるような場所を確保するよう努める。
- ◆ 市は、地域住民の積極的な参画の基に、津波浸水想定区域内にある津波浸水高を超える高さの民間等の建築物をやむを得ない緊急的・一時的な避難施設として確保する場合には、所有者との協定締結後、津波避難ビル等として指定するとともに、住民等に周知・啓発し、避難に時間的余裕がない避難困難者を確実に避難できるような体制の構築に努める。

3 地区一時避難場所の確保

市は、自治会・自主防災組織等が定める一時的な避難場所について、地震・津波災害時の安全に配慮した場所の確保となるよう指導する。

【達成目標】

- 津波避難計画等に基づき、指定緊急避難場所の追加について、関係機関・団体と検討し、追加指定等を行う。
- 津波災害から住民を守るため、指定緊急避難場所の指定及び避難路の整備を行う。
- 津波災害時の避難場所のあり方について検討し、優先度をもって整備計画を作成する。

第2項 避難路の整備

1 避難路の指定及び確保

住民が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。避難路の安全を確保するため指定に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、幅員を確保できる道路を選定する。なお、安全な避難路を確保するために、ブロック塀、石塀等の生垣化推進の広報等必要な対策をとる。

2 避難経路の検討

津波浸水想定区域ごとに住民主体で指定緊急避難場所や避難目標地点までの避難経路を検討することとし、市は積極的に支援する。

3 津波災害に対する避難路の確保

津波から住民の安全を確保するため一刻を争う避難行動を円滑に行うには、避難路の整備が必要不可欠であり、小高い場所・丘等に最短時間でたどりつけるよう、緊急避難路整備に努める。

- ◆ 住民が徒歩で確実に浸水区域外の安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段の整備に努める。
- ◆ 避難路の整備に当たっては、地震による家屋やブロック塀の倒壊、道路の損傷、渋滞、交通事故の発生、落橋、土砂災害、液状化等の影響に起因する道路等の寸断等を考慮し、安全性の確保を図るものとする。

【達成目標】

○津波災害から住民を守るため、避難路の整備を行う。

第3項 避難にかかる表示板の設置

海浜利用者、観光客、港での作業者等を地震・津波災害から守るため、津波啓発の表示板、指定緊急避難場所及び避難路を示す表示板や海拔表示板等について、臨港、海岸等への設置を推進する。

【達成目標】

- 津波災害に関する表示板について、設置整備計画の作成を検討する。
- 指定緊急避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示板等の整備と周知に努める。

第3章 揺れによる被害からの予防対策

第1節 建築物の耐震化

主な担当関係部署：建築課、開発建築指導課、行政管理課、行政管理課新庁舎整備室、文化振興課、スポーツ振興課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て推進課、こども相談支援課、健康増進課、福祉総務課、道路課、教育委員会（教育総務課、生涯学習課）、消防本部、上下水道局

主な担当関係機関：防府警察署、西日本電信電話㈱山口支店、中国電力ネットワーク㈱山口ネットワークセンター、防長交通㈱防府営業所

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に供する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物（学校、病院、百貨店等）の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。

現状と課題

市有建築物にあっては、計画的な改修・補強工事等の実施が必要である。

基本方針

- 構造物・施設等の耐震設計の基準を明確化し、周知の強化を図る。
- 優先度を設け、公共施設の耐震補強を段階的に進める。
- 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の普及を促進する。
- 施設所有者に対する耐震化の普及のためのガイドラインの策定を検討する。

具体的な取組と達成目標

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

以下の3点を耐震設計の基準とし、構造物・施設の耐震設計を行う。

- ◆ 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- ◆ 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- ◆ 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせること。
 - ・一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとな

るおそれがあるもの

- ・本市のみならず広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・多数の利用者等を収容する建築物等

なお、構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

【達成目標】

○構造物・施設等の耐震設計の基準について、施設等の特性に応じたガイドラインの策定を検討する。

第2項 市有建築物等の耐震化

市は、防災上重要な建築物及びその他の市有建築物について、山口県耐震改修促進計画に準じて、市有建築物等の耐震性の確保についての対策を講じ、県は市に対して必要な情報提供・助言・指導を行う。

1 防災上重要な建築物の耐震化

震災時における活動の拠点となる以下のような施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る。

- ◆ 市本部組織が設置される施設（消防本部庁舎）
- ◆ 医療救護活動施設（防府市休日診療所、保健センター）
- ◆ 応急対策活動施設（市上下水道局等）
- ◆ 避難収容施設（学校、体育館、公民館等）
- ◆ 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等）
- ◆ 輸送拠点（防府市公設青果物地方卸売市場）
- ◆ 不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関係施設・危険物取扱施設（学校を含む）

2 市庁舎の耐震化

耐震診断の結果、市庁舎については耐震性に問題があり改修が難しいため、建替えを行う。

3 耐震補強工事の実施

耐震診断の結果に基づき各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

4 建築設備等の整備

ライフライン施設の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

【達成目標】

○施設の耐震化について、耐震診断の結果に基づき耐震補強工事の優先順位を定め、計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

第3項 公共的施設の耐震化

市は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

【達成目標】

○公共的施設の管理者に対し耐震化診断の促進を図る。

第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないと推測されることから、市耐震改修促進計画に基づき市民に対して、耐震診断・改修に要する費用に対する補助、普及啓発、相談窓口を開設するなどして既存建築物の改修を促進する。

特に、耐震改修促進法に規定する特定建築物の所有者に対しては、耐震診断・改修の指導、助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

【達成目標】

○耐震診断及び耐震補強の改修を促進するため、補助事業を実施する。

第5項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。

市は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

- ◆ 横断歩道橋
- ◆ 街路樹及び街路灯
- ◆ アーケード、バス停上屋、看板及び広告塔
- ◆ ブロック塀、ガラス窓、外壁、大規模空間の天井及びエレベーター
- ◆ 自動販売機
- ◆ 什器

なお、内容については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対策]

- 5-2-1 落下倒壊危険物対策

第2節 ライフライン・交通施設の耐震化

主な担当関係部署：上下水道局、道路課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：県企業局、中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター、山口合同ガス(株)防府支店、
西日本電信電話(株)山口支店、国土交通省山口河川国道事務所、
防府土木建築事務所、西日本旅客鉄道(株)

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、県耐震改修促進計画及び県公共施設耐震化基本計画をもとに、耐震性の強化を図っていく。

現状と課題

■ライフラインの整備

電気、ガス、電話、上下水道、工業用水道等のライフライン施設が被災した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する必要がある。

■交通の整備

鉄道、道路等は、社会経済活動、住民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めなければならない。

市では現在、橋りょう長寿命化計画に基づく年次的な橋りょう補修工事や、照明灯などの安全点検を行い、地震発生時の安全確保を図っている。

基本方針

- 市は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進する。
- ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。
- 市は、ライフライン事業者に対し、耐震性の強化とともに、系統多重化、拠点の分散化、代替機能の確保など、業務継続の取組を促進する。
- 公共交通機関、道路管理者と連携し、効果的な耐震強化を進めることにより、震災時の輸送ネットワークの強化を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 電気（中国電力ネットワーク株式会社、県（企業局））

1 中国電力ネットワーク株式会社

中国電力ネットワーク株式会社は、以下の取組を進める。

送電設備	◆ 架空電線路：地震力の影響は、風荷量に比べて小さいので、これより設計する。 ◆ 地中電線路：軟弱地盤個所の洞道、大型のケーブルヘッド、油槽台等及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。
変電設備	◆ 機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。 ◆ 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
配電設備	◆ 架空電線路：電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 ◆ 地中電線路：地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。 ◆ 地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べて小さいのでこれにより設計する。
通信設備	◆ 屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔軟構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮した設計とする。

2 県（企業局）

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。

電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

【達成目標】

○設備の点検及び改修を順次進めていく。

第2項 ガス（山口合同ガス株式会社）

今後の構造物、施設等の耐震設計に当たっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障を生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。この考えに基づき耐震性を確保する。

製造関係	◆ 新設設備については、耐震設計指針に基づく設計及び施工を行い、耐震性の維持管理に努める。 ◆ 既設設備については、可能な限り耐震性の検証を行い対応する。
供給関係	◆ 導管のブロック化を推進し、二次災害の防止及び復旧時の早期対応を容易にする。 ◆ 耐震性及び耐腐食性に優れた導管材料の使用。（ポリエチレン管の積極的な敷設） ◆ 耐震性に問題のある経年管の計画的な取替え及び更生修理を推進する。 ◆ マイコンメーターへの取替計画の一層の推進を図る。

【達成目標】

○設備の点検、改修及びマイコンメーターへの取替えを順次進めていく。

第3項 電話（西日本電信電話株式会社）

設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強、ケーブルのとう道への収容及び通信ケーブルの地中化を推進する。

また、冗長化による信頼性向上として、市外交換機の分散、市外伝送路（長距離伝送路）の多ルート化、2ルート化及びループ化、通信衛星の利用拡大及び市内中継線のループ化を推進する。

【達成目標】

○設備の点検及び改修を順次進めていく。

第4項 上下水道（市上下水道局）

1 上水道

水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進するとともに、大規模災害時においても、水道機能を迅速かつ高いレベルで維持・回復できるよう、水道事業業務継続計画（水道BCP）等により体制構築を図る。

- ◆ 緊急を要する弱点对策に努める。
- ◆ 重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- ◆ 広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

【達成目標】

- 重要施設の点検、耐震化計画及び改修を順次進めていく。
- 水道事業業務継続計画を継続的に見直し、災害時の業務継続体制の向上を図る。

2 下水道

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、以下の対策を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図るとともに、大規模災害時においても、下水道機能を迅速かつ高いレベルで維持・回復できるよう、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）等により体制構築を図る。

- ◆ 下水道施設の構造面での対策
- ◆ 下水道システム面での対策
- ◆ 体制面での対策

【達成目標】

- 設備の点検及び改修を順次進めていく。
- 下水道事業業務継続計画を継続的に見直し、災害時の業務継続体制の向上を図る。

第5項 工業用水道（県（企業局）、市上下水道局）

工業用水道の建設及び改良に当たっては、受水者の理解と協力を得ながら耐震性を考慮した施設整備を図るとともに、工業用水道事業の運営に当たっては、地震等大規模な災害を想定した緊急時対応の体制についての充実強化を図る。

【達成目標】

○設備の点検及び改修を順次進めていく。

第6項 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

鉄道施設のうち橋りょう、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

橋りょう及び 高架橋	◆ 新幹線の橋りょう及び高架橋の調査点検を実施し、その結果に基づいて橋りょうの落橋防止工、高架橋柱補強等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。
その他	◆ 落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

【達成目標】

○設備の点検及び改修を順次進めていく。

第4章 火災予防・軽減対策

第1節 出火防止

主な担当関係部署：消防本部、消防団

近年の地震においては、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火のほか、地震から数時間経過後に電気器具による出火という、過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化及び安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきた。

現状と課題

大規模地震発生時は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。また、耐震機能付きの一般火気器具は普及しているが、電気復旧後の出火が多発している。

市では、地震発生時の出火防止対策等の取組を行っているところであるが、震災時の同時多発火災の対応について、市を中心とする関係機関の連携による迅速な避難誘導、地域における初期消火に対する意識の共有や消火活動のあり方等について検討すべきである。

基本方針

- 地震発生時の出火防止策として、倒壊家屋の多い地域の停電後の電気の復旧は、計画的に行う。
- 地震発生時の一般火気器具、電気器具、化学薬品、危険物施設等からの出火防止対策の徹底を図る。
- 市民へ出火防止対策の啓発を促す。
- 自動消火装置が付設された調理器具や暖房器具を使用するよう広報する。

具体的な取組と達成目標

第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合が減少している。過去、地震直後にこれらの機器に起因した同時多発火災により被害が拡大したことから、過熱防止機能の付いたガス器具、対震自動消火装置付き石油ストーブ、対震自動遮断装置等を備えた機器が普及し、効果的に出火を防止することにつながっている。しかし、配管の亀裂、燃料タンクの破損等によりガスや油類が漏えいすると、何らかの発火源の着火物となる可能性が高く、一般火気器具からの出火防止は重要である。

ガスコンロの使用後は元栓を閉めることや、石油ストーブは使用シーズン以外タンク内の燃料を抜くなどの使用後の対策を行い、地震時の着火物を少なくすることが重要である。

地震が発生した場合には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、対震自動消火装置付き石油ストーブ、対震自動ガス遮断装置（マイコンメータ含む）等の普及促進を図る。

【達成目標】

- 火災防止対策について市広報等で市民に周知する。
- 一般火気器具からの出火事故事例等をホームページ、市広報に掲載する等、市民への出火防止の啓発を実施する。
- 市民に対し地震時における火災を防ぐため、一般火気器具使用後の対策を啓発する。

第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては、一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても対震装置が働かなかったと考えられる事例、観賞魚用ヒーターが空气中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかったと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

さらに、倒壊家屋の人命検索と並行してブレーカーの遮断を行うことに努め、電気の復旧は、被害の少ない地域を優先することとし、倒壊家屋の多い地域の復旧は電力事業者と協議を行い電気による出火防止を図る。

【達成目標】

- 電気器具からの出火事故事例等をホームページ等に掲載する等、市民への出火防止の啓発を実施する。
- 市民に対し、地震後の電気器具からの出火防止について啓発を実施する。

第3項 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

そのため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

【達成目標】

- 学校・研究機関・工場への化学薬品の転倒防止措置等地震時における出火防止の啓発を実施する。

第4項 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、配管等の耐震化を図るとともに地震に伴う停電時における施設の安全な緊急停止についても検証を行い、従業員に周知するなど出火防止を図る。また、津波を想定した避難についても周知する。

【達成目標】

○危険物取り扱い事業者に対し地震時の対応（地震防災対策マニュアルの作成）を徹底し、出火防止を図る。

第2節 初期消火

主な担当関係部署：消防本部、消防団

大規模地震による火災は、市内に同時多発的に発生するため、行政の消防力に対応できる範囲を超えてしまうことが予想される。このため、平常時から地震発生に備えた適切な延焼防止策として、地震発生後速やかに的確な初期消火が行えるよう体制の整備に努める。

現状と課題

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、市民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。また、震災時には、各事業所の自衛消防組織による消防隊の活動が不可欠である。

基本方針

○初期消火は地域住民が一体となってい、延焼防止に努める。

具体的な取組と達成目標

震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。

また、震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成及び活動訓練を推進する。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう住民、自主防災組織等を指導する。

【達成目標】

- 市民・自主防災組織への初期消火訓練を実施する。
- 事業所の自衛消防組織による防災訓練等において指導を行う。

第3節 消防力の強化

主な担当関係部署：消防本部、消防団

地震発生後、市内に同時多発的に発生する火災に対応するため、消防力の強化に努めるとともに、広域消防の相互応援協定など、消防機関相互の応援体制を整備しておく。

現状と課題

市は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図っていく必要がある。

基本方針

- 消防水利の整備を計画的に進め、耐震性貯水槽の設置を強化する。
- 消防資機材の整備を計画的に進める。
- 山口県内広域消防相互応援協定に基づいた山口県内広域消防応援計画が策定され、各消防機関相互の応援体制が構築されている。

具体的な取組と達成目標

第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性を有する防火水槽を整備するとともに、河川、海水、農業用水等の自然水利や学校プールを有効利用できる消防水利として確保する必要がある。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 5-3-1 分団別消防水利の現況

【達成目標】

- 耐震性を有する防火水槽の整備を計画的に実施する。

第2項 消防資機材の整備

1 消防本部・消防署

毎年計画的に消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車等の整備及び資機材の整備を推進していく。

なお、市消防機関の系統図は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対応]

- 5-4-1 市消防機関の系統図

2 消防団

地域ごとに機動的な活動を行っている消防団に必要な消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び資機材の整備を推進していく。

3 自主防災組織

初期消火に必要な小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

なお、激甚な大震災が発生した場合、地域によっては早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、市は、検討を進めるとともに整備の促進に努める。

【達成目標】

○消防資機材の整備を計画的に実施していく。

第3項 地震火災防御計画の策定

消防活動について、市は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「警防計画」を策定している。大規模地震発生時には、有効適切な防御活動を行うことが不可能であり、消防力が分散する状況に陥る。電話網も寸断され、正確な被害情報の把握に結びつかない。全職員招集体制となることから、各地域在住の非番の消防職員による登庁経路における被災状況の取りまとめなどにより、被害状況を整理し、より早い段階で緊急消防援助隊の要請を行えるよう、地震時の火災防御計画を定める。

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生が市内に限定される場合は、県内広域消防相互応援協定に基づき近隣の消防機関に応援要請する。しかし、危険物等を多量に扱っている工場の多くから出火した場合は、緊急消防援助隊の要請を併せて行う。また、市内の道路寸断箇所や消火栓使用不能箇所等を図面整理し、迂回路及び有効な消防利水を事前決定するなど、緊急消防援助隊等の活動支援を図る。

なお、地震火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして地域住民、自主防災組織等による初期消火及び救護等の活動を盛り込む。

【達成目標】

○地震火災防御計画の策定を推進する。

第4項 消防相互応援体制の整備

「山口県内広域消防相互応援協定」及び「中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定」による応援協力体制を強化する。

【達成目標】

○消防相互応援体制に関する応援協定の締結を推進する。

第5章 津波避難体制の整備

第1節 津波避難体制の整備

主な担当関係部署：防災危機管理課、観光振興課、高齢福祉課、障害福祉課、消防本部、消防団

主な担当関係機関：防府警察署、徳山海上保安部、医療機関、私立学校、県立学校、幼稚園、福祉関係施設

現状と課題

津波災害では、住民の安全を確保するため、迅速に避難できる避難場所の指定及び避難路の整備が重要であり、市では、津波からの避難対策として、山口県が公表した南海トラフ巨大地震・津波、周防灘断層帯主部の地震・津波等による被害想定や浸水想定に基づき、平成27年3月に市津波避難計画を策定するとともに、防災マップ（津波編）や防災ファイルを作成し、各世帯に配布している。

今後は、浸水想定のある地域における避難誘導体制の強化を図っていく必要がある。

基本方針

○徒歩で安全確実に避難できる避難路及び避難場所の整備を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 津波災害時の避難場所の指定及び避難路の整備

津波からの避難行動を円滑に行うための、津波避難ビル等の避難場所の指定及び避難路の整備については、第2編第2章第5節「避難場所・避難路の整備」を参照のこと。

第2項 避難誘導体制の整備

1 避難誘導責任者及び協力者

津波災害における避難誘導機関としては、警察、消防機関、市等が考えられるが、避難誘導が迅速に行われるよう、あらかじめ、地域ごとの避難誘導責任者及び協力者を定めておく。

- ◆ 避難誘導機関…消防団
- ◆ 避難誘導責任者…消防団分団長
- ◆ 協力者…自治会長等

2 避難指示者（市長、警察官及び海上保安官）と避難誘導責任者等との連絡

避難指示者、避難誘導責任者又は避難誘導機関（以下「避難誘導責任者等」という。）は、相互の連絡を密にして意思の疎通を図ることができるよう、平常時から連携体制を強化する。

【達成目標】

- 防災マップ（津波編）の周知を図る。
- 自主防災組織等呼びかけ、地域津波避難計画の作成を支援する。
- 避難支援者と避難誘導機関等の相互間に情報連絡体制を構築する。

第3項 要配慮者等の避難体制の整備

津波災害警戒区域にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者が津波の発生時において円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（避難促進施設）の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期す。

市は、避難促進施設の避難対策について支援するとともに、在宅の要配慮者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

なお、避難体制については、共通編第2編第8章第2節「避難行動要支援者の避難支援体制の整備」を参照のこと。

【達成目標】

- 沿岸周辺部の避難に相当の要員と時間を要する要配慮者利用施設等の管理者は、あらかじめ安全な場所を確保し、近隣住民の協力体制を構築する。
- 各施設管理者に対して、警報等発表時の避難誘導等の協力体制を確保する。
- 在宅要配慮者の避難対策に近隣住民等による協力体制の構築に努める。
- 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成するとともに、訓練の実施等により、避難体制を整える。

第2節 津波警報等伝達体制の整備

主な担当関係部署：防災危機管理課、消防本部、消防団、観光振興課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：県漁業協同組合吉佐支店

津波が発生すると人命損失の危険が生じるため、これを防止する対策を行うとともに、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）に対する情報伝達体制を整備する。

現状と課題

津波発生時の情報伝達に備え、市では防災行政無線（同報系）の整備の推進や防災行政無線と連動した緊急放送を受信できる防災ラジオの配布等を進めている。

平成25年12月に県から公表された津波浸水想定に基づき、津波避難計画の策定等をしているが、津波発生時を想定し、県及び防災関係機関と連携した津波監視体制の整備等を図っていく必要がある。

また、受理した地震・津波等に関する通報を迅速に市民及び事業者等に情報伝達する取組を行っており、防災行政無線（同報系）等の整備をしている。情報伝達や警報等発表時の対応などの啓発を進めていく必要がある。

基本方針

- 発表される津波情報に応じた避難のあり方の検討を踏まえ、連絡体制を構築する。
- 津波監視体制の強化を図り、情報伝達体系を整備する。
- 市民へ対して防災ファイルや市広報等により津波避難に関する啓発を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 津波監視体制の整備

市は、あらかじめ監視場所、情報伝達方法等の津波監視体制を定め、安全性を確保して津波の監視を行う。

また、県漁業協同組合等と協議し、海上の異常についての情報収集体制の整備を図る。

【達成目標】

- 監視場所、情報伝達方法等の津波監視体制について、検討する。
- 漁業協同組合と海上の異常についての情報共有ができるよう、連絡体制の構築を図る。

第2項 津波警報等及び避難伝達体制の整備

市、県及び防災関係機関は、津波警報、避難指示等の伝達について、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておく。

市は、消防本部庁舎に設置している防災行政無線（同報系）予備親局の使用について、消防本部と協議し、避難指示等の伝達体制についてマニュアル化しておく。

さらに、防災行政無線（同報系）屋外拡声子局等の整備を図り、沿岸付近住民への迅速・確実な

情報伝達手段の確立に努める。また、漁港、港湾、船だまり、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の者が利用し、又は働いている施設の管理者に対して、あらかじめ津波警報等発表時等における避難誘導への協力体制を確保しておくとともに、広範かつ確実に津波警報等の伝達を図るため、情報・通信手段の多様化・確実化を図る。

なお、詳細は、共通編 第3編応急対策 第2章「災害情報等の収集・伝達」による。

また、市民等への津波警報や避難指示等の情報伝達手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練を行うなどして習熟しておく。

【達成目標】

- 避難指示等発令時の伝達体制を整える。
- 海浜にでかけるときは、携帯電話、ラジオ等を携行し、津波警報等、避難指示等を入手し、又は聴取するよう啓発する。
- 防府市緊急告知防災ラジオ（防災ラジオ）の普及を図る。
- 沿岸の観光施設等の管理者等と津波からの避難に関する協力体制を確保する。
- 毎年、南海トラフ巨大地震・津波等を想定した避難訓練を行う。
- 市、県及び関係機関相互間の連絡体系を確立するとともに情報伝達訓練を適宜行う。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 5-5-1 津波情報に関する伝達文例

第3節 津波に関する普及啓発

主な担当関係部署：防災危機管理課、子育て推進課、こども相談支援課、観光振興課、
農林漁港整備課、教育委員会（学校教育課）、高齢福祉課、障害福祉課、
農林水産振興課、消防本部

主な担当関係機関：県漁業協同組合吉佐支店

津波警報等の発令時（地震発生による被害等から警報発令状況が分からない時も含め）に、
自らの命を守るため、適切に状況を判断し、率先避難を基本として、津波に関する意識啓発を
進める。

現状と課題

津波からの市民等の人命確保に高い効果を期待できる方法としては、何より「市民が津波の危険
に対する高い知識を有する」ことが重要となる。

市では、防災マップ（津波編）の作成・配布を通じて、津波被害のおそれがある地域を主な対象
として津波から身を守るための意識啓発を行うとともに、防災ファイルの配布、出前講座等を通じ
た啓発の推進や市民等へ広く周知を図る必要がある。

基本方針

- 津波からの避難について啓発するため、防災ファイルを更新し、配布する。
- 防災マップ（津波編）や防災ファイル等を活用し、津波の危険、津波予想及び津波からの避難の
周知を図る。
- 津波浸水想定区域のある地域を対象とした出前講座等で津波からの避難や情報伝達等の啓発を
推進する。
- 防災関係機関、大学等と連携し、津波災害から身を守るために住民がとるべき行動等の周知を図
り、津波防災教育や実践的な訓練を行う。

具体的な取組と達成目標

第1項 防災マップ等の作成・配布による周知

市は、津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す防災マップ（津波編）や、津波避難に
関する啓発用資料を作成・配布し、津波による被害のおそれのある地域の住民に対して、津波の危
険や津波から身を守るために住民がとるべき行動等の周知を図る。

また、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海
浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等の沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水
浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）に対しても周知に努める。

【達成目標】

- 防災マップ（津波編）、避難誘導表示板等の整備に努め、住民に避難場所、避難経路を周知
する。
- 防災マップ（津波編）や防災ファイルを作成し、各世帯への配布を行うとともに、啓発を図
る。

第2項 説明会等を通じた知識の普及

市は、市広報の配布を通じた情報発信をはじめ、説明会や出前講座を通じて、津波の危険や津波からの避難に必要な情報、津波から身を守るためにとるべき行動等、市民一人ひとりが自ら津波から身を守る上で必要な知識の普及啓発を行う。

津波危険に関すること	◆ 津波浸水想定区域の周知 ◆ 津波危険への対処方法（状況に応じた避難）
津波避難に必要な情報	◆ 津波警報等の発表基準及び避難指示等の発令基準 ◆ 避難場所・避難路等
津波から身を守るため にとるべき行動	◆ 沿岸地域で強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台や津波避難ビル等に避難する。 ◆ 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸や海水浴場を離れ、大津波警報又は津波警報が発表されたときは急いで高台や津波避難ビル等に避難する。 ◆ 津波注意報でも危険があるので海水浴や魚釣りは行わない。また、沿岸部や河口などの海岸に近づかない。 ◆ 船舶は、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報等が発表されたときは直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。 ◆ 港外に退避できない小型船舶の船員は、直ちに陸上の高台等の安全な場所に避難する。 ◆ 津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報等の解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。

なお、知識の普及啓発は、次に例示する各種機会を通じて行う。

- ◆ 学校等での児童生徒、職員及び保護者を対象とした説明会
- ◆ 漁業関係者及び海水浴場関係者を対象とした説明会
- ◆ 津波浸水想定区域内の施設管理者や自治会等を対象とした説明会
- ◆ 防災マップ（津波編）や防災ファイル等の配布
- ◆ 出前講座や防災訓練
- ◆ 市の広報紙や各種会合等

【達成目標】

- 出前講座等により、自治会等を対象に適切な避難行動等について啓発を図る。
- 津波からの避難等について、防災ファイルの配布等により啓発する。

第3項 津波防災教育・訓練

地域住民等に対して津波の予報や津波対策等を正しく認識するよう防災教育を推進するとともに、適切な行動がとれるよう防災関係機関、地域住民等が一体となった実践的訓練(情報伝達、避難訓練等)を実施する。

- ◆ 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- ◆ 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- ◆ 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する防災教育の普及推進を図る。

また、防災週間等を通じ、市、県、防災関係機関、市民、事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難等につなげる。

- ◆ 夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、市民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- ◆ 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

【達成目標】

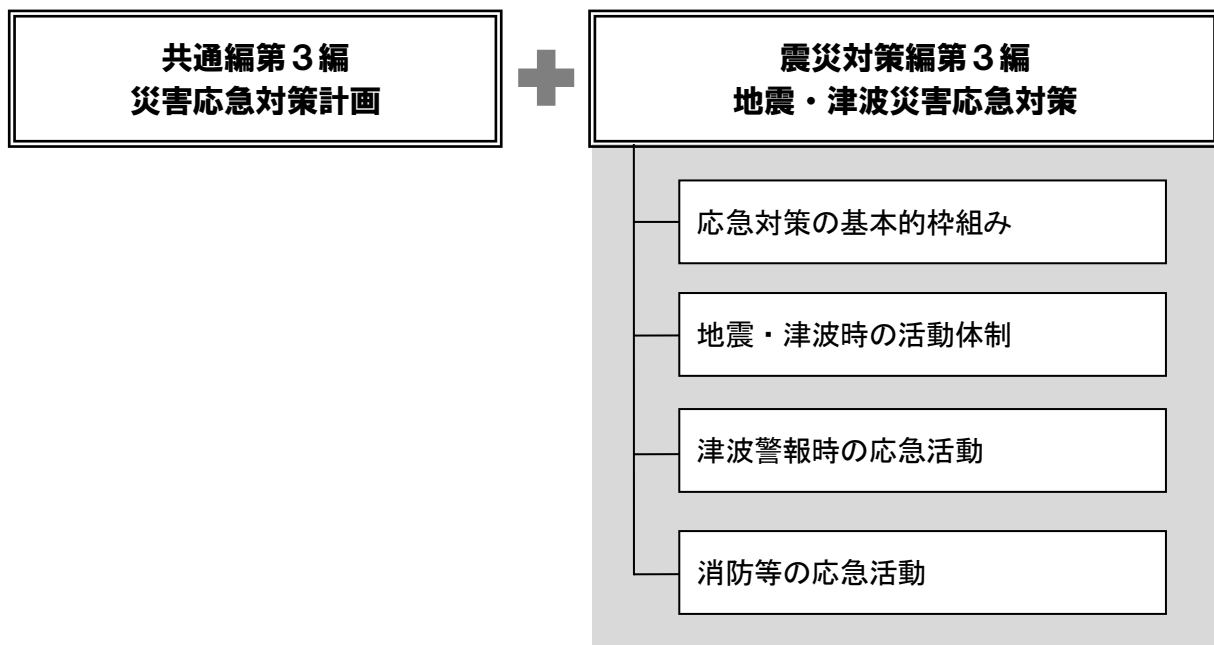
- 市民に対し、防災についての普及啓発を公民館での各学級や聞いて得するふるさと講座において実施する。
- 地域住民等と連携し、津波防災対策に関する教育、訓練を実践的に行う。
- 防災マップ等を活用して、あらゆる防災教育の際に、適切な避難行動等を周知する。
- 津波災害からの避難について、防災ファイルの配布等により啓発する。

第3編 地震・津波災害応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み

市防災計画「震災対策編」は、地震・津波災害への対策に特化した計画書であり、地震及び津波発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」によることを基本とし、そのほかに、地震・津波災害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な応急対策の実施を目指すものである。



第2章 地震・津波時の活動体制

第1節 市活動体制の確保

主な担当関係部署：各課共通

市域に地震・津波が発生した場合又は地震発生後に津波災害のおそれがある場合、市、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、法令及び本計画の定めるところにより防災関係機関の応援、協力を得て災害応急対策を実施するための活動体制を決定し、確保する。

活動方針

- 災害発生状況等を考慮し、あらかじめ定められた基準により、配備体制を決定する。
- 震度6弱以上の地震発生の場合、市職員は自主参集をする。
- 必要に応じ他の部へ応援を要請し、要員の調整を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	配備体制の決定						
2	体制の確保						

具体的な活動内容

津波災害に対する活動図及び津波警報等又は災害応急対策実施の際の関係計画（措置）については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対策]

- 5-2-2 津波災害に対する活動図
- 5-2-3 津波警報等又は災害応急対策実施の際の関係計画（措置）

第1項 配備体制の決定

地震・津波発生時には、以下の基準により、配備体制を決定する。

1 地震

種 別	配 備 の 時 期	体 制 の 概 要	災害対策本部
第1警戒体制	◆ 震度3の地震が発生した場合	◆ 災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制	未設置
第2警戒体制	◆ 震度4の地震が発生した場合	◆ 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動及び災害予防応急措置を実施する体制 ◆ 事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制	
第1非常体制	◆ 震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制	設置
第2非常体制	◆ 震度6弱以上の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制	

2 津波

種 別	配 備 の 時 期	体 制 の 概 要	災害対策本部
第1警戒体制	◆ 遠地地震により「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表される可能性があるとき。	◆ 海面監視、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動体制	未設置
第1非常体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制	設置
第2非常体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制	

第2項 体制の確保

1 動員要請

(1) 配備体制の伝達による動員要請

各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、危機管理監（危機管理監に事故あるときは総務部次長）が発する。伝達手段を以下に示す。

勤務時間内	市メールサービス（職員向け）、庁内放送、電話
勤務時間外	市メールサービス（職員向け）、一般加入電話、携帯電話等、考え得る伝達手段を駆使し、各部課ごとに伝達する。

なお、勤務時間内における場合及び勤務時間外における場合の決定及び伝達系統は、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

- 3-1-3 配備体制の伝達系統（勤務時間内、勤務時間外）

(2) 自主参集

以下の場合、職員は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、自主的に参集する。

震度6弱以上の地震発生の場合

勤務時間外において震度6弱以上の大規模地震が発生した場合

なお、災害による交通途絶のための所定の配備につくことができない場合、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、市本部各対策部長又は所属出先機関の長の指示に従う。

資料編 [災害対応]

- 2-5-2 勤務時間外での地震発生への対応フロー図

2 動員

配備体制に応じて、あらかじめ定められた要員を動員する。

なお、詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

- 2-3-1 防府市の動員配備

第3章 津波警報時の応急活動

第1節 津波警報等の伝達

主な担当関係部署：防災危機管理課、消防本部

一刻も早く津波警報等の伝達を行うよう、あらゆる手段を使って市民に周知する。

活動方針

○津波情報を覚知した際は、沿岸周辺部の市民に広報の徹底を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	津波警報、津波注意報等の伝達						
2	避難指示等の伝達						

具体的な活動内容

第1項 津波警報、津波注意報等の伝達

津波等の重要な警報、津波注意報等について、県、警察署（交番等）から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、広報車、同報系防災行政無線等を利用して住民に周知する。

この場合、防府警察署、防府市消防本部、消防団、県出先機関へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

【津波予報区の範囲】

予 報 区	沿 岸 市 町
山口県 瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

第2項 避難指示等の伝達

市は、あらかじめ決めた情報伝達手段等により、市民等へ津波警報等及び避難指示の伝達を迅速に行う。その際、伝達先に漏れがないよう確実に行う。

なお、津波発生時の避難指示の判断基準は、以下のとおり。

避難すべき区域	原則として、越波・越流の危険性の高い海岸地帯及びその河口付近とする。
避難の基準	津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたら、直ちに発令する。 (詳細は下表参照)
情報収集先	下関地方気象台

【避難等の発令基準】

山口県瀬戸内海沿岸	
【警戒レベル4】 避難指示	◆ 津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合 ◆ 震度5弱以上の強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、避難の必要性を認める場合
解除条件	◆ 当該津波予報区の大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難指示の解除は行わない。 ◆ 浸水被害が発生した場合、津波警報等が全て解除され、かつ、現地調査の結果等により安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。

また、津波警報、津波注意報等の発表基準は、資料編のとおりとする。

資料編 [気象情報等]
● 5-6-1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

第2節 津波警報時の避難誘導

主な担当関係部署：防災危機管理課、消防本部、消防団

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署

津波災害の発生のおそれがある場合、一刻も早く浸水区域外へ避難するよう、浸水区域にいる関係機関が相互に協力し合い、地域住民の避難誘導を行う。

活動方針

- 避難時の混乱（渋滞等）を避けるため、徒歩による避難という基本事項を徹底する。
- 要配慮者の避難支援を強化する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	避難誘導責任者及び協力者による避難誘導						
2	避難指示者と避難誘導責任者との連携体制の確立						

具体的な活動内容

第1項 避難誘導責任者等及び協力者による避難誘導

避難誘導責任者等は、協力者と連携し、定められた避難場所に住民を避難誘導する。

第2項 避難誘導責任者等の連携体制の確立

避難誘導責任者等は、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る体制を構築する。

第3節 津波災害時の水防活動

主な担当関係部署：消防本部、消防団

津波災害の場合は、水防活動に従事する者（水防団員、消防団員等）自身の避難を最優先とすることを徹底し、活動に当たる。

活動方針

○水防団（消防団）に対し、津波発生時の水防活動の留意事項について指導し、周知を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	津波災害時の水防活動						

具体的な活動内容

津波は、発生地点から防府市沿岸までの距離に応じて、「近地津波」と「遠地津波」に分類され、津波到達時間に違いがある。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、水防団員による正確な情報収集、水防活動、避難誘導等を実施することができる。しかし、近地津波では、襲来時間が短く、水防団員自身の避難に支障となるような水防活動や避難活動等を行ってはならない。あくまで水防団員自身の避難時間を確保した上で、水防活動や避難誘導を実施する。

なお、詳細については、「消防団活動・安全管理マニュアル（地震・津波災害時）」に基づき、活動する。

第4章 消防等の応急活動

第1節 震災時の消防活動

主な担当関係部署：消防本部、消防団、環境政策課、河川港湾課、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、防府土木建築事務所、山口健康福祉センター

地震が発生した場合の被害は、建物・構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊、津波による浸水又は火災の発生が予想される。特に、大規模地震発生時には、建物等の倒壊、崩落及び火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、木造建築物の密集度の状況、建物や工作物の倒壊、交通渋滞等に起因する道路封鎖、主要道路の橋の崩落等による消防車の進行障害、水道管の破損による消火栓使用不能等、様々な条件の重なりで異なってくる。いずれにしても平時とは全く異なる環境に追いやられ、同時多発する火災や救助に消防力が有効に機能しない状況となることから、早期の緊急消防援助隊等の要請を行う。

なお、消防活動に関する一般的事項については、市防災計画共通編に定めている。

活動方針

- 大規模地震発生時の消防活動体制について、緊急消防援助隊の要請を行う。
- 海上及び沿岸部では、消防車による避難広報を実施する。
- 消防団（水防団）員は、「消防団活動・安全管理マニュアル（地震・津波災害時）」に基づき活動する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	消防活動						
2	海上災害対策活動						

具体的な活動内容

第1項 消防活動

消防の実施責任は市にあることから、消防機関は、全機能を挙げて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努める。

この場合において、地域住民、自主防災組織等の協力が必要となるため、これらの者と一体となった活動体制を確立する。

1 地震火災対策

市及び消防機関は、同時多発する火災から市民の生命の保護を第一として活動を実施する。

この場合において、出火防止と初期消火の徹底について市民や事業所に呼び掛けるとともに、消防団、地域住民、自主防災組織等を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施する。

防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難場所・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動する。

緊急消防援助隊受援に向け、市内の道路状況、被災状況及び水利状況の整理を行い、緊急消防援助隊による活動が有効適切に行われる体制を構築する。

2 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防御に当たる。

- ◆ 出火警戒活動
- ◆ 消火活動
- ◆ 救助救出活動
- ◆ 応急手当活動
- ◆ 災害情報の収集伝達活動
- ◆ 避難誘導及び指示

3 災害救援ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図って行くこととしている。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動についてはおおむねこれによる。

- ◆ 初期消火活動及び消火活動並びにその支援
- ◆ 救助救出活動及びその支援
- ◆ 応急手当活動及びその支援
- ◆ 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- ◆ その他避難誘導等の活動に対する支援

第2項 海上災害対策活動

地震、津波等により沿岸、海上等の危険物施設や船舶等から油が流出した場合、これに伴う火災が発生した場合又は危険物が流出した場合、人命救助、消火活動、流出油等の防除、付近の船舶の安全確保及び沿岸住民への被害防止を図るため、徳山海上保安部は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。主な活動内容を以下に示す。

なお、警察本部、消防機関、港湾管理者及びその他の関係機関は、徳山海上保安部長（三田尻中関港長）が実施する応急対策に対して協力を行う。

- ◆ 被災情報の収集（船舶、海洋施設、港湾施設、水路等）
- ◆ 巡視船等による搜索救助活動
- ◆ 被災船舶に対する被害拡大防止措置
- ◆ 流出油対策
- ◆ 初期消火及び延焼拡大防止
- ◆ 船舶の交通規制

資料編 [災害対策]

- 5-2-4 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

第2節 震災時の水防活動

主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課、農林水産振興課、消防本部、
防災危機管理課

地震が発生した場合、ため池、河川、海岸等の堤防若しくは護岸の決壊、降雨等による洪水又は津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、県及び水防管理者（市長）は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講ずる。

活動方針

○地震発生時の水防活動体制について、配備等を検討する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	水防活動体制の確立						
2	水防活動						

具体的な活動内容

第1項 水防活動体制の確立

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は气象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、防府市水防計画に定める体制に準じる体制により事態を処理する。

第2項 水防活動

震災時における水防対策については、防府市水防計画に準じて必要な措置及び応急対策を講ずる。

水防管理団体及び市の措置	◆ 水防管理者（市長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、防府市水防計画、市防災計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防御体制を強化する。 ◆ 水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、市民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難誘導等）及び応急水防対策を講ずる。
施設管理者の責務	◆ ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は直ちに施設の巡視及び点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて防災関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講ずる。

なお、応急対策活動の概要を以下に示す。

監視、警戒活動	◆ 地震（震度4以上）の発生又は津波警報が発表された場合は、直ちに、河川、海岸、ため池、水門、樋門、防潮扉等を巡視し、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。
水門、樋門、防潮扉等の操作	◆ 水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、地震を感知又は津波警報が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位及び潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。 ◆ 大規模地震が発生した場合は、水門、樋門等に被害が発生し、沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられる。このため、各施設の管理者は、建設業者等への緊急連絡体制を整え、速やかな対応ができるようにしておく。
浸水・溢水等への応急措置	◆ 警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。
河川及び海岸施設の応急措置	◆ 大規模な地震が発生した場合、堤防、護岸等の損壊が広範囲にわたって生じるおそれがある。 ◆ この場合、被害の拡大及び二次災害の防止のために、迅速な仮設締切等の応急処置が必要となる。このため、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。
農業用施設の応急措置	◆ 各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。 ◆ 災害危険箇所編：災害危険区域の設定、県下の災害危険箇所数の現状（河川・海岸・危険ため池）

第3節 震災時の危険物等応急対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：防府警察署、徳山海上保安部

大規模な地震により、危険物・火薬類・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、市、県及び防災関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講ずる。

活動方針

- 危険物取扱事業者に対し、大規模地震対策として危険物施設ごとに当該施設の配管や建築物等の耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の可能性等を確認させ、再確認の結果に応じて必要な措置を講じる必要がある。
- 各危険物施設等に対し、地震発生時の被害の軽減を図るため、従業員が迅速、適切な行動ができるよう行動基準（マニュアル）を整備し周知、徹底させる。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	石油類等の危険物						
2	火薬類						
3	高圧ガス						
4	放射性物質						
5	毒物劇物						

具体的な活動内容

危険物対策のうち、市の措置に係るものを以下に示す。

第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさを考慮し、消防法に基づき、保安及び防災対策が講じられている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、市、県及び防災関係機関、関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

地震発生時の危険物関係事業者への指示等

- ◆ 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、防災関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。
- ◆ 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ、又はその使用を制限する。

	◆ 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。
救急・防災活動 (市消防機関)	◆ 地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。
広報・警戒区域・ 避難指示等 (市・消防機関)	◆ 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 ◆ 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。
関係機関との連 絡・調整等	◆ 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。 ◆ 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。

資料編 [危険物の取扱い]

- 5-7-1 危険物の応急対策（石油類等）

第2項 火薬類

市（消防本部）及び県（産業政策課）は、災害の態様に応じて、延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、防災関係機関に連絡する。

- ◆ 製造業者、販売業者又は消費者（以下「製造業者等」という。）に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- ◆ 製造業者等その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ◆ 火薬類の占有又は占有者に対して、火薬類の所有場所の変更若しくは廃棄を命じる。
- ◆ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。

資料編 [危険物の取扱い]

- 5-7-2 危険物の応急対策（火薬類）

第3項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」という。）については、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏えい等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び防災関係機関は、次の措置を講じる。

救急・防災活動等	◆ 地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。
警戒区域・避難指示等	◆ 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えいにより、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。

広報活動	◆ 周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。
------	---

資料編 [危険物の取扱い]

- 5-7-3 危険物の応急対策（高圧ガス）

第4項 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏えい等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。

- ◆ 放射性物質使用者、取扱業者等から事故等の発生の通知を受けた場合は、直ちに、県（防災危機管理課及び医務課）に通報する。
- ◆ 放射線源の露出及び拡散により人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難指示等行う。
- ◆ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。
 - ・施設の破壊による放射線源の露出及び流出の防止を図るための緊急措置
 - ・放射線源の露出・流出に伴う危険区域の設定等及び人命安全に関する応急措置
- ◆ 消防活動及び救助活動については、「防府市特殊災害活動マニュアル」により実施し、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考にする。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 5-5-2 放射性物質事故等発生時の伝達系統図

資料編 [危険物の取扱い]

- 5-7-4 危険物の応急対策（放射性物質）

第5項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき監視指導を行っており、また、消防法又は高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

市は、激甚時において設備等が破損した場合や危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者、県及び防災関係機関と連絡を取り、立入り禁止区域の設定及び区域内住民に対する避難指示等を行う。

資料編 [危険物の取扱い]

- 5-7-5 危険物の応急対策（毒物劇物）